

国民健康保険 交通事故などの 第三者行為による 傷病などの治療は届け出を

きの、原則として加害者が全額負担することになりま

【国保】を使うときは、必ず問合せ先へ届け出をしてください。国保を使うと、本来、第三者(加害者)が負担すべき医療費を国保が一時的に立て替え、あとから立て替えた分を加害者に請求します。

届け出がないと、国保では発見が遅れ、加害者に医療費を請求することができなくなる場合もあります。国保の医療費は、加入者の保険税から支払われていま

【第三者行為による傷病などとは】
交通事故や、傷害事件など、第三者(他人)の行為が原因で負傷したり、病気になるたりのすることを「第三者行為による傷病など」といいます。

◆国保に届け出を
第三者行為による傷病などの治療に国民健康保険(国保)を使うときは、必ず問合せ先へ届け出をしてください。国保を使うと、本来、第三者(加害者)が負担すべき医療費を国保が一時的に立て替え、あとから立て替えた分を加害者に請求します。

◆示談は慎重に
示談の内容は、国保の取支に影響を与えるばかりでなく、被害者への補償にも影響しますので、示談を結ぶ前に問合せ先へ届け出てください。

◆国民年金
将来、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、保険料を納めていなければなりません。しかし、経済的に保険料を納めることが困難な場合には、保険料の免除制度があります。

免除制度には、全額免除と半額免除の2種類があり、承認されると、その期間は年金の支給資格期間に算入されません。ただし、半額免除を受けた期間の残りの半額の保険料を納めなかつた場合は、保険料未納期間となり、支給資格期間には算入されません。

◆保険料の納付が困難なときは、気軽に相談ください。

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

8月から働ける方 健康課保健師 嘱託職員募集

採用予定人数 2人
応募資格 昭和13年4月2日以降に生まれた、保健師の資格を有する方
主な勤務内容 乳幼児健康診査・健康教室・健康相談・地区活動業務など 週4日勤務
※勤務時間など、詳細は募集要項をご覧ください。
提出書類 ①採用申込書(縦4センチ×横3センチの写真をはったもの) ②受験票 ③返信用封筒(本人のあて先を記載、80円切手をはったもの) ④資格を証明する書類の写し
募集要項・申込書の配布 職員課人事係(市役所3階、東部・西部出張所)
問合せ 保険年金課 ☎042(346)9531

夏休み 臨時職員募集

◆学童クラブ指導員の補助者・児童の介助者
勤務内容 市立小学校に併設している学童クラブでの小学校低学年児童の保育
応募資格 18歳以上の健康な方および障害児などに理解のある方(高校生を除く)
勤務期間 7月21日(水)～8月1日(火)
1、都庁窓口
申込み 7月5日(月)～31日(土)に、問合せ先へ送付
※詳しくは受験要項をご覧ください。

小平市の人口 18万人を超える

小平市の人口は、平成7年12月に17万人を超えてから、徐々に増加し、今年5月ついに18万人を超えました。

⇒市民課

官公署 ご存じですか 自転車の正しい乗り方

自転車の交通事故が増えています。

原因は、交通ルールの無視とマナーの欠如です。交通事故をなくすためには、ひとりの心が交通ルールを守り、お互いに優しく思いやりの心を持って行動する必要があります。

ガソリン・灯油などの燃料類をはじめ、接着剤、シンナー、エアゾール製品なども危険物に該当します。

東京消防庁管内における平成15年中の危険物施設等の事故は70件で、そのうち取り扱いのまちがいや管理不十分などの人的要因によるものは39件と、全体の56%を占めています。

危険物の取り扱いを誤ると、予想もしない場所で引火したり、爆発して、多くの生命や財産を一瞬にして失ってしまいます。

危険物の取り扱いや、保管の際には、製品などの注意書きをよく読み、事故や災害を防ぎましょう。

問合せ 小平消防署予防課 指導調査係 ☎042(341)0119

児童手当・児童育成手当 小平市心身障害児福祉手当 現況届の提出を

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月25日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんが、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

※児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方の現況届の提出は8月です(6月初旬に通知します)。

提出先 児童課、東部・西部出張所、動く市役所
※6月12日(土)・13日(日)の午前9時から午後4時まで、市役所2階児童課で、現況届の受付のみを行います。

※児童手当の対象者の拡大について、改正法案が国会に提出されています。成立した場合は、新たに対象になる方などの手続きについて、市報でお知らせする予定です。

問合せ 児童課 ☎042(346)9544

心身障害者 福祉手当 現況届の提出を

現在、心身障害者福祉手当を受けている方には、5月31日付で心身障害者福祉手当現況届を送付しましたので、6月30日(水)までに提出してください。

この現況届は、現在手当を受けている方が、引き続き手当を受けられるかどうかを決める大切なものです。提出のない場合、手当の支払いを受けることができなくなることもありますので、必要事項を記入のうえ、必ず提出してください。

問合せ 障害者福祉課(健康福祉センター) ☎042(346)9541

戦時衛生勤務に 服された方へ 内閣総理大臣名の 書状を贈呈

先の大戦で戦地などに派遣され、戦時衛生勤務に服された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者を除く)に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。なお、請求期限は、平成17年3月31日までです。本人またはご家族などが連絡してください。

問合せ 総務省大臣官房管理室業務担当 ☎03(525)5182

戦没者の妻・ 戦没者の父母等 特別給付金の 請求はお早めに

「戦没者等の妻に対する特別給付金」第22回(号) (2百万円)および「戦没者の父母等に対する特別給付金」第21回(号)(百万円)の請求を受け付けています。まだ請求していない方は、問い合わせください。

問合せ 福祉計画課 ☎042(346)9567

東京都訪問介護員 養成研修2級 通信課程受講者募集

コース名 ヘルパー2級通信コース
とき 8月3日(火)～12月17日(金)(講義・実習 百30時間)
費用 無料
※テキスト代1万円、健康診断料4千円は自己負担。
対象 市内在住の65歳～69歳の健康で働く意欲のある高齢者
定員 20人
申込み 6月30日(水)まで

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月25日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんが、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

※児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方の現況届の提出は8月です(6月初旬に通知します)。

提出先 児童課、東部・西部出張所、動く市役所
※6月12日(土)・13日(日)の午前9時から午後4時まで、市役所2階児童課で、現況届の受付のみを行います。

※児童手当の対象者の拡大について、改正法案が国会に提出されています。成立した場合は、新たに対象になる方などの手続きについて、市報でお知らせする予定です。

問合せ 児童課 ☎042(346)9544

介護支援専門員 実務研修受講試験

試験日 10月24日(日)
受験要項配布 6月14日(月)～7月30日(金)
介護保険課、東部・西部出張所、在宅介護支援センター

雨水幹線 工事現場見学会

◆浸水ゼロ・安全・快適下水道
東京都下水道局と市では、浸水に対する安全性を高め、安心して暮らせるまちを実現するため、下水道施設の適切な運転、維持管理に努め、浸水対策事業を重点施策として取り組んでいます。

雨の多い6月を「浸水対策強化月間」と定め、皆さんに浸水対策事業に対する理解を深めていただくため、地下8階にある小平雨水幹線(小金井街道、花小金井3・4丁目付近)の工事現場見学会を行います。

とき 6月26日(土) 午前10時～正午
集合場所 東久留米市八幡町3-1-46 発進立坑(前田病院前)
※汚れてもよい服装、靴などご参加ください。(スカート、半ズボン、半そで不可)。
※参加費がありません。
申込み 6月18日(金)までに、電話で問合せ先へ
問合せ 東京都下水道局流域下水道本部工事課 ☎042(527)4830、下水工事課 ☎042(346)9560

地震に備えて 玄関や窓際などには 障害物をなくし 避難しやすいようにしましょう

地震発生時の危険な状態

●「自転車通行可」の標識のある歩道では、歩行者の通行に迷惑にならないようにしましょう

●交差点で大きな車が曲がるとき、後輪に巻き込まれないようにしましょう。車が通り過ぎてから渡るようにしましょう

危険物の取り扱いを誤ると、予想もしない場所で引火したり、爆発して、多くの生命や財産を一瞬にして失ってしまいます。

危険物の取り扱いや、保管の際には、製品などの注意書きをよく読み、事故や災害を防ぎましょう。

問合せ 小平消防署予防課 指導調査係 ☎042(341)0119

